

大谷學報 第十二卷 第一號

教行信證所引辯正論に就いて

武 内 義 雄

一、辯正論の撰者と其書

宗祖大師教行信證化身土卷に唐僧法琳の辯正論を引く殆ど十紙に及ぶ。然れども引文完具せず且つ文字訛脱多くして讀みがたきものあり、六要鈔の作者が「凡此論文、一一文義、不可輒解」といへる蓋し我をあざむかざるの言なり。

撰者法琳は俗姓を陳氏といひ其祖先是潁川（河南許州の地）の人、遠祖襄陽に官遊して遂に其地に家す、法琳少くして出家、隋開皇十四年（西紀五九四）荊州青溪山玉泉寺にかくれて博く内外の書を涉獵し大業元年（六〇五）關に入り義寧の初（六一七）遂に法服をすて、道士となり、翌武徳元年（六一八）再び釋門に還りて京師法濟寺に住す。既にして武徳四年太史令傅奕十一條を奏し佛寺を廢せんことを請ふ。（傅奕は相州鄴人舊唐書七十九、新唐書百七並に傳あり）。法琳即破邪論二

卷を著して之に抗す。(破邪論二卷縮藏露帙八、大正藏五十二、之を收む、廣弘明集卷十一又節略之をのす)。次で武德九年(二五六)清虛觀道士李仲卿十異九迷論を作り劉進喜顯正論を作つて佛法を諷る、法琳即十喻九箴篇を作つて之に答へ後又修述辯正論八卷となす。未幾高祖崩じて太宗立つ、貞觀初年太宗南山大和宮舊宅に於て龍田寺を置き法琳をして寺任を知らしむ。貞觀十三年(六三九)道士秦世英なるもの法琳辯正論を以て皇宗を訕諷するものとなしこれを帝に奏す、敕して益部僧寺に徙らしむ。道百牢關菩提寺に至り疾を以て卒す、年六十九。その傳記は續高僧傳三十二、及唐護法沙門法琳別傳に詳なり。

辯正論八卷は十二篇より成り、法琳の弟子陳子良によつて注解せらる。其目次左の如し。

卷一、二、三教治道篇第一、

卷三、四、十代奉佛篇第二、

卷五、佛道先後篇第三、

釋李師資篇第四、

卷六、十喻篇第五、

九箴篇第六、

氣爲道本篇第七、

卷七、 信毀交報篇第八、

品藻衆書篇第九、

卷八、 出道僞謬篇第十、

歷世相承篇第十一、

歸心有地篇第十二、

以上十二篇道宣の續高僧傳によれば専ら李仲卿と劉進喜とに對する駁論なるが如きも、全書を通覽するに必ずしも然らざるに似たり。即ち三教治道篇の上半は上座公子と古學通人との問答によせて論ずるも、その中間より儒生と開士との問答に轉じ、十代奉佛、佛道先後、釋李師資、及び信毀交報、品藻衆書の諸篇は皆儒生開士の問答に託すること三教治道の下半と同じきも、十喻篇上半は外異内喻を並べて開士の釋をあげ其下半は外論に對して内喻を列し、次の九箴も亦外論に對して内箴をあぐるのみにして前諸篇の體と同じからず、氣爲道本篇は十喻九箴の結論たるが如きも、考古通人と占衡君子との答問に託して儒生と開士とに關係する所なし。而して出道僞謬以下三篇には一も問答の辭を設けず、就中出道僞謬と歷世相承とは瓢鸞笑道論の説を敷衍するもの多く、最後の歸心有地篇は梁武捨道勅文と邵陵王捨老子受菩薩戒文と法琳與蔡國公書とをあつむるにすぎず。これによつてこれを觀るに辯正論十二篇は恐らく一時の作にあらずして、そが李劉二道士に答へしは十喻

九箴と道爲氣本の三篇のみなるべし。湛然の止觀口決三の四に「李仲卿著十異九迷以斥佛法、南山作十喻九箴二用形邪說」といへるその實を得たるべし。果して然らば右十二篇中最初の四篇と八九の二篇とは略關聯すべき性質の文ならむも最後の三篇はこれ等と別にかゝれしものなるべく此等獨立の資料があつめられて今の辯正論となりしなるべし、陳子良が此書に序して、「此論凡八卷、十二篇、二百餘紙、窮釋老之教源、極品藻之名理、修述多年、仍未流布」といへる、修述多年の四字適いて其成書の一時にあらざるを察すべし。然らばその成書はいつ頃なるか、其内に武德九年に成れる十喻九箴の存すると、貞觀初年猶問題にならざりし皇宗仙謗が十三年に至つて問題に上れるより推すに其成書は武德九年より貞觀十三年に至る十四年間にあるに似たり。

二、辯正論の諸本と其校訂資料

辯正論八卷は縮藏露帙の八及び大正藏五十二卷中にあり、兩藏ともに高麗本を底本として宋元明三本に對校すと稱するも兩藏の間に本文の一致せざる部分もありて宋元明本との出入は更に夥しく、此等相違の甲乙は前後の文脈によりて決し得るものもあれども、又別の資料によりて考證するにあらざれば決し得ざるもの少からず。而して此目的のために考證の資料と成り得るもの余は三種を擧げ得るを覺ゆ。

(一) は廣弘明集中にあげられたる十喻九箴篇の文なり。廣弘明集は唐の麟德元年(六六四)に道宣の編纂せる所にして、辯正論の成れる後僅かに三十年餘を經過したるのみなれば、その中にあげられたる論文は今本辯正論の校訂に重要な意義を有すべし。

(二) は唐僧慧琳の一切經音義中に標出せられたる論文の文字なり。慧琳音義は玄應の一切經音義の後をつぐものにして凡そ一百卷建中末年(七八〇)に筆を起し元和二年(八〇七)に至つて稿を脱す、其中鈔出する所の文字は皆唐代鈔本に原本するものにして後世版本が轉々翻刻誤謬を増せるに比すべきにあらず、且つ撰者慧琳は俗姓斐氏疎勒國の人、夙に儒術を蘊め弱冠釋氏に歸し不空三藏を師として内密教に精しく外支那音韻の學に通ず、書中文字を釋する多く、玉篇・說文・字林・字統・古今正字・文字典說・開元文字の七書釋義により、七書備はらざる所は百氏に稽へて一字を苟くもせず、故に此中標出するところ文字訛誤尤も少く採つて以て今本の誤を訂するに足れり。(序に云ふ、此書夙に支那に佚して獨り高麗版藏經中に存す。我國もと高麗版藏經二部を傳ふ。一は東都增上寺にあり、一は西京建仁寺にあり、鹿谷忍徵上人二本を校して之を白蓮社に刻す、是に於て我國亦琳公音義の刻本あり、明治の初清儒楊守敬島田蕃根翁より此書一部を得て驚喜措かず稱して小學の淵藪藝林の鴻寶となし、書肆中此書あれば皆之を購ひてこれを彼土に餉り又書估に屬し新たに數十部印して之を上海に送る、此に於て彼土の學者も亦此書の尊重すべきを知る、往年丁福保之を上海醫

學書局に影印せり又以て此書の價值を想見すべし。但惜むらくは我國舊傳麗本に落丁十三葉ありて、その中四葉は白蓮社校刻の時新華嚴音義によりて補はれたれども殘の九葉は訂補の材料を得ず其旨を注して空欄を存せり。往年山田孝雄博士は故朝鮮總督寺内伯が新刷せる海印寺版藏經中に右落丁の部分完具せるを發見し、大治本玄應音義の附録として其缺葉を補はんとせられしが、製版終るに垂んとして震災の見舞ふ所となれりといふ。この事博士編纂の一切經音義索引の終りに詳説せられたるも未だこれを補へるあるをきかず。

(三) は具平親王の弘決外典鈔中に引用せられたる論文の斷片なり。弘決外典鈔は唐僧湛然の止觀輔行弘決中に引用せられたる外典の文を我が具平親王が注し給へる書なり、親王は村上天皇の皇子におはして此書の完了は正曆二年(西紀九九一)にありといへば約千年前の書といふべく、その中に引用せられたる諸書はいづれも王朝時代我國に傳鈔されし古寫本によれるものにして、今本の訛誤を訂正し得るもの多し。此書稿成るの後親王は一部を多武峯增賀上人に贈りて是正を乞はれしが、いつの頃亡はれしか多武峯にはこれを留めず、後寶永四年に至つて壽命教院の光榮といへる人一本を甲斐身延山の寶庫より得て上梓せり、これ外典鈔唯一の版本なりしが此頃徳富蘇峰翁は金澤稱名寺より弘安七年の奥書ある寫本三冊を發見影印せられたり、これを寶永刻本に對照するに相違する所もあれど兩本とも大體に於て古き引用文を存するを以て今本辯正論の誤を是正するに足るものあ

り。

更に廣く搜索すれば辯正論の校訂に資すべき材料は猶あらむも寡聞の及ぶ所はこの三種にすぎず、試みに此三種の材料を標準として宋麗元明四本の異同を考ふるに優劣の判断にやゝ把握ある説明を與へ得る心地す。

三、宋麗元明四本の相違

宋麗元明四本の相違點、縮藏及び大正藏に注記せられたるが如くならむが、此等相違の主要なる例を數ふれば、(一)分卷の相違、(二)經注の混淆、(三)校語の竄入、(四)前後の錯亂、(五)衍文、(六)脫文、(七)誤字などなるべし。試みに此等七例についてその例證一二を擧げて一斑を示さむ。

(一) 分卷の相違、宋元本及麗本はいづれも全部を八卷十二篇に分てごも獨り明本はこれを十卷に分てり、これ單に形式上の相違にてさのみ重要な問題にはあらざれども、その卷數が十卷なるか八卷なるかはその本が明本系のものなりや否やを決する最も見易き標準なるべし。但八卷本がその原形にして十卷本は後人の手に出たることは陳子良が序によつて明かなり。

(二) 經注の混淆

夫釋氏者、天上地下、介然居其尊、三界六道、卓爾推其妙、……何止挫徐甲於庸夫、導尹喜於關吏、

稟學於齒牙之際、「高士傳曰、常樅子因張其口、老子曰、將非謂齒剛而亡、舌柔而存、當子曰、盡矣、」
收名於藏吏之間乎、

右は縮藏本辯正論卷六九四左の一節なるが、その内「」内に挿める三十字は明藏本に於ては夾注となす、大正藏も縮藏と同じく本文と同大の文字に作るも「高士傳」の上に「注」字ありて經文と區別す、但し注の終は那邊にありや明かならず。之を廣弘明集に對照するに集本この三十字を夾注とすること明本と同じくして且つ前後の文と相應せざるより察するにそが論の本文にあらざるは疑を容れず。然れども斯の如く經注が混亂するに至れるは抑も何によるか、これ少しく説明せざるべからず。凡て支那の古書は元來經と注とは別行のものなりしが、後に兩讀の繁を省かむが爲めに、經注を合せて一本とせるもの出でたり、然り而してこの經注を合編せる本に種々の様式あり、經文と注文と同じ大さの文字にてかき注文を經より一字下げて別行に記するものその一也、次に紙面の節約を計り經文の下に直ちに其注を記し注文の終直ちに又次の經文を記し經と注との間に只一字の空格を存して識別せしむるものその二也、此種の様式には注の初に「注」字を冠して空格に代ふるもあり。次に經文を單行に大書し注文を割注に小書するものその三也。辯正論明藏本が注文を双行にするは第三種の様式なり、高麗本が經注を同大の文字に記して經注を混淆せる多きは第二の様式の注前の「注」字と注後の空格とを失ひたるなり。然れども高麗本中往々第一様式の跡を止むる所も

あり、例へば縮藏本論の第六丁五十二左に

外論曰、夫禮義成德之妙訓、忠孝立身之行本、……今瞿曇制法……不仁不孝已著于家、無禮無恭

復形于國

注曰、禮云子冠父親醮之、母親拜之、所爲處高、可亦無禮、無孝、斯則門々出梟獍之子、人々養豺狼之兒云々

とある一條に於て連點を施せる部分は注文にして、本文は「復形于國」より直ちに「斯則門々」につづくべし、而して「注曰」を提行するは第一種様式の跡を止むるなり、此例猶同卷五十四丁右第十七行にもあり。これによつて之を見るに、辯正論の本來の様式は第一種様式なりしなるべし。次に第二種様式となり、第二種様式の亂れて經注の識別しがたきに至れるものが高麗本なるべく、宋藏亦高麗本と近似せしものゝ如し、而して既に經注の混同せるテキストに本づき之を甄別して注文を双行にかき改めたるが明藏本也。故に明藏本は様式として尤も便宜なるも、その中猶經文を誤つて注文と判斷し注文を經文と誤解して大書單行にせる部分なきを保せず、是れ辯正論をよむものゝ尤も注意すべき點也。

(三) 校語の竄入、古い書物には後人が異本を校合し行旁に記した注記を誤つて本文に寫し入れたる例頗る多く、辯正論にも亦その例あり。例へば論の五外三異の下に於ける開士の釋縮藏四十七丁右に

樓炭經云、葱河已東、名爲震旦、以日初出、曜於東隅、故稱震旦、一本云故得、名也、諸佛出世、皆在其
中州、不生邊邑、

とある一節に於て「」内に夾める七字は其上「故稱震旦」の四字の異文を注記せるものなるも、宋元明三本も高麗本も共に本文となし、存覺六要鈔にも之文を引きて校語の竄入たるに氣付かれざりしものゝ如し。然れども廣弘明集に引ける十喻篇には「故稱震旦」の四字を「故得名也」に作れば、所謂一本は廣弘明集所依の本と一致してその校語なること疑なし。此章論文には校語の竄入せるもの猶三條あり、又論の五佛道先後篇の初縮藏本四に十三丁右

未分元年八月甲辰、下師神皇、太元元年下師裕、「一本作松容」宋元明三本松容作祝容

とある一節に於ける「」内の五字も裕の字の異文をあげたる行旁或は欄外の注記なるべし。

(四) 前後の錯亂、辯正論の中には又前後の順序が亂れ居ると思しき點あり。例へば論の六縮藏五に六十二右

如干寶搜神、臨川宣驗、及徵應冥祥幽明錄感應傳等、自漢明已下、訖於齊梁、王公守牧清信士女及比丘比丘尼等、冥感至聖、自諸神光者、凡二百餘人、至如見迹萬山、浮暉瀆濱清臺之下、觀滿月之容、雍門之外、觀相輪之影、南平獲應於瑞像、文宣感夢於聖牙、齋后一鑄而剋成、宋皇四模而不就、其例甚多、不可具陳、豈以爾之無目、而斥彼之有靈哉、

とある一節百三十六字は宋版と麗本とは「建造像塔」段の内箴中にありて本文と成り居るも、元

明本には外論中にありて注文となれり。案するにこの一節の位置は廣弘明集所引九箴篇に對照するに宋麗二本是なるが如く、宗祖所引の文も亦「内建造像塔二」の標舉の下にあれば、その本く所の辯正論も宋麗本に一致すれば、元明二本は恐らく後人の改むる所なるべし。是れ論文中に錯亂ある一例也。

(五) 衍文、古書の内不用の文字文章の存するもの少からず、而して論にも亦その例なきにあらず、例へば論の六、十喻下篇の首にのせたる

答十異序、夫椒蘭鮑肆、習久玩其先入、陽文敦洽、窮愛緣其曲情、故咸池玉英、墨翟有非聲之論、淳皇睿后、田巴有毀聖之談、蓋其揆也、況乃麟麕異質、魯俗拘其容、鹿馬殊形、秦人一其貌、聊感之變、頓至於此、況悠悠者乎、仲卿所以陳釋老優劣、余慙而傷之、備於後論矣、答一一牒件上文如是、○按此文當有誤謬、今依據縮藏、不敢臆改、

一百十三字は宋元明三本になくして唯麗本にのみ存せり、案するに廣弘明集引亦之なくして、此文出道偽謬篇の初に

夫蘭庭鮑肆、日久愛其先狎、陽文敦洽、寵積緣曲情、是以鹿馬殊形、秦人一其貌、麟麕異質、魯俗迷其容、吠聲之儔、頓至於此、余今考其浮詐、重示後昆矣、

とある一段と大同小異にして、前者は後者を敷衍せるものゝ如し、恐らく麗本この一段は後人の衍

する所なるべし。

(六) 脱文、衍文は不用の文字の誤り入れられるものなるが、脱文は必要の文字を誤脱するなり、辯正論中亦其例あり。論の六縮藏五

夫佛陀者漢言大覺也……吾子……稟形於大覺之境、未閑大覺卽佛陀之譯名也、故莊周云、且有大覺者而後知其大夢也、郭注云、覺者聖人也、言患在懷者皆夢也、郭注云、夫子與子游、未能忘言而神解、故非大覺也、

に於て莊周並に郭注の語を引くところ文義通せず、廣弘明集引九箴篇によるに「患在懷者」の下に「皆未悟、丘與爾」の六字を脱せり、宋元明三本また集本に同じ、之を莊子齊物論篇に對照するに今本莊子と論文中所引の莊子とは稍異同あるも大體に於て宋元本の正しきを知る。恐らく麗本は此六字を脱せるなるべし、宗祖所引又此六字を脱す、然れども六要鈔未だこのことに言及せず鈔主所依の辯正論は明藏本にして明本此六字あるに一言之に及ばざるは何の故たるかを解せず。

(七) 誤字、その例甚だ多し、然れども尤も多きは形相似て誤るものと音相近くして誤るものとの二種なり、前者を形誤といひ後者を近音相誤といふ。試にその例をあぐれば論の六縮藏四十諭篇十七左

第五諭下開士釋中に

唯臧競諸操等老義例云々

の語ありて論の四本集の四本並に異同なし、然れどもこのまゝにては臧競諸操の意通じがたし、案ずるに論の七縮藏五十
七ノ左に「陸簡寂・藏矜・顧歡・諸操・孟智周等老子義云々」の語ありて宋元明三本には臧競を藏矜に作り、矜と競とは音近ければ臧競は藏矜なるべし、梁道士臧玄靜老子疏四卷を作ること杜光庭の老子廣聖義に見ゆ、玄靜學は道宗といふといへども玄靜も恐らく一の字なるべく其本名は矜なりしなるべし、矜の字敬慎の義ありて玄靜の意と近ければ臧矜がその本名ならむと推定せらるゝ也。又杜光庭は陳の道士褚綽が老子玄覽六卷を作るといへば論に「諸操」或は「諸綽」とあるも褚綽の誤なるを知るべく、所謂臧矜褚綽の老義例とは彼等の老子義の凡例なるべし。蓋し臧矜を臧競に作るは同音相誤れる例にして、褚綽を諸操に作るは形誤の例なり、此例猶多し、十喻篇第一喻下開士の釋に「梁元帝周弘政等考義類」の句ありて、元帝と周弘政とはともに老子の義疏を作れる人、上例を以て之を推せば考義は老義の誤なるべし、これ又形誤の一例證也。

以上述ぶるところ語つて未だ精ならざるものあらむも辯正論中には訛誤甚だ多くして容易に讀むべからざるを想像すべく従つて宗祖所引の論文中にも此種誤の存在するは蓋し止むを得ざるなるべし。

四、本典所引辯正論は北宋初の版か

本典所引論文の正誤を論ずるに先ち一應宗祖依用の辯正論が如何なる版本なりしかを考へおかざるべからず。宗祖依用の本が元明の版にあらざること其年代より考へても略首肯せらるゝところなれども、更に上舉四本相違の第四項によつてそが宋本又は麗本系統のものなるを想像せらるべし。次に上舉第六項に述べたる六字の脱文あるより推せば宗祖所依の本は寧ろ麗本ならむかと思はれざるにもあらねど、其下「言語斷而心行滅」の句は、宋元明三本と合して麗本と合せず、又十喻篇「内從從生有勝劣」の條下「老子剖左腋而生既無正出」の句麗本「皆是謬辭」の四字あるも宗祖所引此四字なき論の三本及集本と同じ、由是推之宗祖所依の本は麗本にあらず、また縮藏及大正藏が校合せる宋本にもあらず、別に本づくところあるべし。宗祖の眞本と稱せられたる阪東本影印を拜するに辯正論の部分に敬の字境の字の最後の一畫を缺けり、その敬の字を缺畫するは宋の太祖の祖父翼祖の諱を避くる也、境競の字を缺畫するは翼祖の嫌名を避くるなり、而して欽宗の諱にあたる桓の字、眞宗の諱にあたる恆の字及び太祖の諱にあたる胤の字をも缺畫せざるはそが太祖以後に下らざる版本なるを暗示するものなり、案するに佛祖通載廿六に宋の太祖が開寶五年に詔して佛經一藏一十三萬枚を雕造せしめたりと記し、京都南禪寺に「開寶七年甲戌歲奉勅雕造」の後記ある寒暄帖を藏するより察するに、宗祖が依用したまへるは此種藏本なりしにあらざるか、太祖勅造の藏本にして太祖の諱を避けざるは蓋し曲禮に所謂「卒哭乃諱」生は則ち諱まざるの義なるべし。果して然らば宗祖

依用の辯正論は北宋初の勅版にて麗藏及び縮藏校合の宋本よりも古くそれ等版本の源流をなすものなるべく、これによつて宋本麗本の疑を決すべきところも少からず。然れども此に疑ふべきは阪東本所引の辯正論中に形誤の餘りに多きことなり。試にその二三を摘録せんか、九迷を九述に誤り、玉札を王札に誤り、伯陽を伯楊に誤り、廉頗を龜頗と誤り、渦水を溫水と誤り、檢太史公衆書を撥太史云衆盡と誤り扶を快に誤り、均を拘に誤り、巨孝を臣孝に作り、問津を問律に作るの類一々條擧しがたく、斯の如く一見明瞭なる形誤が北宋初勅版にかくまで多く存したりとも考へがたければ斯の如き誤謬は抑も何によつて起れるか、これ最も理解に苦しむ所なり。私かに阪東本影印の全部を拜し奉るに所によつて筆蹟の代れるやに疑はるゝふしもあれば、これ或は宗祖の直弟子等が宗祖の稿本を分擔定寫せるものなるなきを保せず。これもとより予の疑つて未だ決せざるところ、かりに此疑の如くなりと假定すればこれ等形誤の大部分は轉寫の誤に歸せらるべし。兎もあれ角もあれ阪東本が宗祖に尤も近きテキストなるは異議あるべくもなし、その中に存する缺畫の字によつて所引原本の刻年を推定し得るは悦ぶべきなり。

五、校勘撮要

本典異本の攷究は中井氏校正頗る詳予輩また何をかいほむ、予がこゝに考へむと欲する所のもの

は本典によつて論の誤を正し得べきものと、論の異本によつて本典の誤を正し得るものと、論の諸本も本典もともに誤るも他本によつて之を是正し得るものとの三のみ。試に中井氏校本に本づきてその主要なものを條擧せば次の如し。

十喻九箴篇 答李道士十異九迷、縮藏論本「十喻篇第五」の下双行「答傳道士十異」六字を注し

「内九箴篇第六」の次別行「答外九迷論」五字を大書。廣弘明集十三「十喻篇上」下空二格「答李道士十異論」七字を大書し、「九箴篇下」の下空三格「答九迷論」の四字を大書。按ずるに十異九

迷二論並びに李仲卿の作る所傳奕の作る所にあらず、現存論本傳道士作となす誤、本典引、廣明集引並びに李道士作となす従ふべし。これ本典所依論本の現存諸本に勝る所。

外一異内一喻

梁元帝周弘政等考義類、梁元帝老子講疏四卷を著す玉海に見ゆ、周弘政陳書本傳周弘正に作る、弘正に老子講疏六卷あり本傳に見ゆ。考義類、阪東本老義類に作る、按るに老義は老子義の意、即ち元帝講疏弘正講疏を指す也、第五喻開士釋中引く所「臧於楮糵等老義例」、氣爲道本篇引く所「陸簡寂孟智周等老子義」これと同例、現存論本集本皆老を誤つて考に作る義通すべからず、たゞ阪東本引獨り不誤。

中臺、朱韜玉札、中臺、阪東本中胎に作る、蓋し第八諭開士釋中引く所老子中胎經を指す、葛洪神仙傳又中胎經を引けば今、論本集本中臺に作るは誤。朱韜玉札又神仙傳に見ゆ、朱韜は朱套玉札は玉策の意朱套に收めたる玉字の冊字を意味す、論の麗本玉札に作り、阪東本王禮に作るは並に玉札の形誤、論の宋元明本玉筍に作る、筍札字通ず、然ども玉札に作るを是とす。

郭莊云、時之所賢者爲君、材不稱世者爲臣、是れ莊子齊物論篇「其遞相爲君臣乎」句下の郭象注文但今本時上夫字あり、材を才に作り稱を應に作る。本典寛永正保明曆、寛文四本材を戈に作るといふ、蓋し戈は才の誤。

信矯妄者之言耳、論の宋元明三本及集本耳を乎に作る、案するに本典或は乎に作り或は耳に作る、耳字疑らくは耶に作るべし、この文耶字上の「輒稱太上耶」の耶と同じ、耶は猶乎の如き也。

外四異内四諭 案るに縮藏本第二異以下標語多く小字双行となす、たゞ第四諭下半、第五諭下半、第七異下半、第八異下半は大字單行に書す。大正藏本様式縮藏に同じくして毎條の上注の字を冠す、是れ此等標語を以て陳子良注となしたゞ開士釋を以て本文となすに似たり。然れども廣弘明集引く所及び本典載する所並に皆大字單行となして注文と成さず、荆溪の止觀輔行弘決及び具平親王の外典鈔もまたこれ等標語を以て法琳に歸すればその注文にあらざる明か也。

伯陽 阪東本に伯楊に作るは形誤、後漢邊韶老子銘に老子字を伯陽となし、今本史記またこれを

採竄せり。藏、吏論本集本及本典所引皆同じ、然れども史記に老子を周の守藏寶史となせば、此文又よろしく藏史に作るべし、而して荆溪止觀弘決及び具平親王外典鈔引並びに藏史に作る。是れ以て論の諸本並びに本典諸本の誤を訂すべし。

外六異内六諭

迦葉、生桓王丁卯之歲云々

調御、誕昭王甲寅之年云々 論本及び集の宋麗本皆迦葉に作る。本典引文と同じ、たゞ集の元明二本はこれを老軸に作る。按るに弘決外典鈔稱名寺本迦葉に作つて寶永刻本は老軸に作る古くより二種の本ありしを知るべし、然ども此條特に釋尊を呼ぶに調御（佛の十號の一）を以てすれば、これに對する文としては迦葉に作る優に似たり、老子迦葉の轉生なりといふ傳説あり、下に引く空寂所問經及二教論引く所清淨法行經の説の如し。

出於周末、其事可尋、若在、周初、史文不載、阪東本若在二字なく、周初の二字を上を屬けてよむ、意義不通、高田本この二字ある、論の諸本及び集の諸本と同じ、然どもその加點は誤る。此四句宜しく「周末に出でたるはその事尋ぬべきも、周初に在りといふ若きは史文に載せず」と讀むべし。

外七異、内七諭

終、彼、提、河、 諸本異字なし、然ごも彼字對する所なし、疑らくは波提河の誤、波提河は阿夷羅跋提河の略稱、跋提或婆底に作る、婆と波とは同音。弟子、槌、胸、慧琳音義椎胸に作る、椎は正字槌は俗字。慈、鵠、樹、 論の麗本慈鵠に作る誤、宋元明三本及集本寶永刻外典鈔引慈鶴樹に作る、案るに鶴古音鶴に近し、故麗本鶴字皆鵠に作る。秦、佚、莊、子、養生、主、篇、に見ゆ、但今本莊子秦失に作り、釋文云一本又作佚、案るに此下所引莊子また今本と同じからず。

内從生有勝劣

冢、卿、介、卿、 左氏昭公四年傳 冢卿無路、介卿以葬、不亦左乎、杜注冢卿季孫、介次也、左不便也。禮、云、左、道、亂、群、殺、之、 禮記王制、執左道以亂政殺、文や、異り。渦、水、 慧琳音義澗水に作る、澗は正字渦は略體、阪東本澗水に作るは形誤。不、可、承、信、の、下、論、の、麗、本、に「皆是謬辭」の四字あるは衍。語、其、迹、也、の、句、論、の、原、文、に「語其迹也則行滿三祇相圓百劫……述其本也、則久證圓明、塵沙莫能算其壽三云」とありて語其迹也の四字は述其本也の句と對して下に屬けて讀むべきを本典引文は此四字に終れり、學者或はこれを以て宗祖の斷章取義と解するも文に於て猶安からざる心地す。外、論、曰、老、君、作、範、唯、孝、唯、忠、 集本唯字惟に作る、惟と唯とは通用、此二句老子第十八章及其河上公注に本づいてかけり。

治、國、治、家、常、然、楷、式、 此句老子第六十五章、「以知治國、國之賊、不以知治國、國之福、知此兩者亦

楷式常知楷式是謂玄德」によつてかく、常然は常知の誤りなるべし、然ども諸本皆常然に作れはその誤れるや尙矣。

内喻義乃道德之所卑禮、生忠信之薄、此二句老子第六十五章の文による。瑣仁譏於匹婦、此句論語憲問篇子貢管仲の仁を問ふ章によつて作る。大孝存乎不匱、匱字或は遺に作るは形誤、此句左氏隱公元年穎孝叔の條によつてかく。對凶歌笑、注原壤及子桑乎の事となす、原壤の事は禮記檀弓篇に見ゆ、子桑乎のことは莊子大宗師篇にあり、本典挾注乎の字を脱す、論本集本亦然り。臨喪扣盆、注莊周の事とす莊周の事は莊子至樂篇に見ゆ。

内建造像塔指二

自漢明已下……有靈哉の一節論の元明本外論にありて注文、本典引く所宋麗本と同じく内箴にあつて本文とす、言患在懷者の下「皆未悟也丘與女」の七字を脱すること上述の如し。

夫子雖聖遙以推功佛は列子仲尼篇に孔子が西方の聖人を賞せる物語によつていふ。論の原文によるに此句直ちに下「故夫子有言、曰、夫易者無爲也云々」語につゞくべし、上に莊子を引いて大覺は佛陀と同じきことを證し、次ぎに易傳を引いて、涅槃と無爲の同意なるをいふ也。「何者按劉向古舊二錄……可驗」の一節は文脈連ならず或は錯亂あるか或は注文の本文に淆りて完からざるものか、論の五釋李師資篇注中に此文と似たる文あり。

正法念經云々、此一節は論の九箴篇教爲治本指五内箴の中にあり、集本は之を夾注となすも縮藏本は本文となしその上に校異の語なし、本典引文によるにその依る所北宋初刻本又本文となすに似たり。

君子曰道士大霄隱書云々、此一節は論の六氣爲道本篇より截取して道書僞謬の張本となすなるべし。此中住在三十二天の二字高田本には三に作る論の原文と同じ、然ども集本二に作つて三に作らず、祥邁辯僞錄大霄隱書を引いて又三十二天に作れば論文の誤れること明けし。

案道士所上經目、以下三節は出道僞謬篇より取る、就中第一節と第二節とは前後相應すれども第二節は岐路に走れる感なき能はず。案するに第一節の文は甄鸞笑道論の末章「諸子道書第三十六」の初に本づき多少文字を點定せるにすぎずして第二節も亦同じ章の後半を移録せるにすぎず、然るに第一章の初に於ては一言笑道論に及ぶなく第二節に入つて論の本文は「笑道論云」の四字を冠せり、これ第一節も第二節も笑道論をとれること同じくして其記載の様式を殊にするものにして、第一節と第二節とが別人により寫され居ることを暗示するものなり、果して然らば第一節は論の本文にして、第二節はその注文なるべく、第一節の中に陶朱變化之術を引くを以て（此部分本典には引かず）第二節即其注文に於て笑道論を引いて陶朱の事を詳論せるなるべし。従つて第一節の文は直ちに第三節につけよむべきなり。

第一節中「修靜目中、見有經書藥方符圖等、合一千二百二十八卷」といひ、それに「諸子八百八十四卷」を加へて「二千四十卷」を道書の總計となすは數に於て合はず、疑らくは修靜目中見有書は一千百五十六卷なるべし。

第三節指陸修靜目錄の指字讀みがたし、論の本文には「玄都觀經目錄云、道經記符圖論凡六千三百六十三卷、二千四十卷已有本見行、其四千三百二十三卷指陸修靜目錄、既無正本、何謬之甚也、然修靜爲目已是大僞、今玄都錄、復是僞中之僞」とあり第一節に應じて意自ら明なるも、本典其前半を去つて僅かに後半を存す、意明かならざるを覺ゆ。

第二節案陶朱者卽是范蠡也、論の麗本之と同じ、宋元明三本は陶朱公者卽范蠡也に作り笑道論は公の字なく是の字なし。范蠡親事、論本皆同じ笑道論親事の上范蠡二字なく親事を既事に作る、本典諸本范蠡二字なく笑道論に同じ。囚於吳論の麗本吳下堂の字あり、他本は堂を實に作り、笑道論には囚吳石寶に作る。何以不能變化免之、論の麗本之と同じ、宋元明本は何以不行父術變化而免之に作る、笑道論又同じくして末乎字あり。

この一篇は本年八月高田派專修寺に於て開かれた夏期講座の講義案に刪正を加へたものであ

る。私はこの講座に於てはじめて講師と相見える機会を得、教授から此草案を本誌に投稿する様に慫慂された。勿論私は此種の學問には全然素人である、素人の考へを専門家の雑誌に投稿するなどは烏澁の沙汰ではあるが私としては又と得がたい請益の機會だと思つたから敢て教授のおゝめに従ふことゝした。(昭和五年十月三十日附記)